

第2回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション規則

(2003年10月6日現在)

1. 規則

- (1) 第2回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティションは本規則に基づき行われる。
- (2) 本規則は運営委員会によって随時修正されることがある。その場合には、各参加大学に対して、登録された代表者の電子メールアドレスへの電子メールにより通知する。

2. 日程・場所

- (1) 本コンペティション開催の日程・場所は以下のとおりとする。
 - ① 日程 11月29日(土)・30日(日)
 - ② 上智大学 東京都千代田区紀尾井町7-1
- (2) コンペティション当日までの日程は以下のとおりとする。
 - ① 規則公表 10月6日(月)
 - ② 正式登録期間 10月14日(火)～10月24日(金) 12:00
 - ③ 問題配布 10月14日に本コンペティションのホームページ上で公開する。但し、秘密情報は10月27日頃に各大学に配布する。
 - ④ 問題・規則への質問期限 11月7日(金)
 - ⑤ 役職登録期限 11月14日(金)(6.(6)参照)
 - ⑥ ラウンドA事前メモ提出期限 11月25日(月) 9:00(6.(8)①参照)
 - ⑦ ラウンドB事前メモ提出期限 11月28日(金) 9:00(6.(8)②参照)

3. 運営委員会

- (1) 運営委員会は、本規則に定めのある事項のほか、本コンペティションの運営の一切を管理・統括する。
- (2) 問題、規則の内容等についての質問は運営委員会に対して電子メールで行うものとする。運営委員会のアドレスは、negocom@osipp.osaka-u.ac.jpである。
- (3) コンペティション前日までの各大学への運営委員会からの連絡は、原則として、登録された代表者及び指導教員に対し、登録された電子メールアドレスへの電子メールの発信をもって行うものとする。

4. 登録

- (1) 本コンペティションは大学対抗とする。各大学は所定の書式により登録期限までに必要な登録を行うものとする。登録フォームは1チームにつき1つ作成し、参加者名左側欄の役職名部分を空欄のまま、添付ファイルとして運営委員会に

送信するものとする。

- (2) 日本語により交渉を行う部（日本語の部）と英語により交渉を行う部（英語の部）に分かれる。登録にあたっては、各参加者が日本語の部、英語の部のいずれに参加するかを特定しなくてはならない。
- (3) 各大学は4名から7名の間で構成されるチームを単位とし、各大学は日本語2チーム、英語2チームを上限に登録することができる。但し、運営委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
- (4) 各大学は各部ごとに運営委員会との連絡の窓口となる代表者（2名以内）を指定する。運営委員会からの連絡は登録された代表者の電子メールアドレス宛に行われる。

5. 問題

- (1) 問題は運営委員会より各大学の指導教員を通じて配布する。各大学に対しては、
 - ① 全ての参加者に対して共通する一般情報
 - ② 問題における一方当事者に特殊の秘密情報が配布される。ある一つの大学のチームは全員が同じ一方当事者となる。
- (2) 問題についての質問は質問期限までに電子メールで運営委員会に対して行わなければならない。それ以降の質問は一切受け付けない。質問があった場合、運営委員会は、①質問の内容、②質問に対する回答を、一般情報についての質問の場合には全ての参加者に、秘密情報についての質問の場合には該当する一方当事者に、各大学の指導教員を通じて通知する。但し、問題の性質上、回答を行わないものもある。その場合には回答を行わない旨を通知する。
- (3) 秘密情報は他大学に開示してはならない。
- (4) 審査員、指導教員に対しては、一般情報、双方当事者の秘密情報が配布される。
- (5) 運営委員会は随時問題文の追加、修正を書面で行うことがある。その場合には、各参加大学に対して、登録された代表者の電子メールアドレスへの電子メールにより通知する。
- (6) 日本語の部については日本語の問題、英語の部については英語の問題が正本である。日本語の内容と英語の内容が同一である保証はないので注意すること。

6. 基本的構成

- (1) 本コンペティションには日本語の部、英語の部が設けられる。
- (2) ロール・プレイはチーム毎に対戦して行う。
- (3) 組み合わせは運営委員会が決定する。
- (4) 対戦日以前の他大学との交渉は禁止する。
- (5) 第一日目は仲裁、第二日目は交渉のロール・プレイを行う。スケジュールは別添1のとおりとする。
- (6) 各参加者は各チームにおいて、以下のいずれかの役職に就かななくてはならない。参加者数が6名を下回る大学についても、①、③、④は置かななければならない。
 - ①社長（President）あるいはCEO 1名

②副社長(Executive Vice President)	1名～2名
③弁護士・法務部員	1名～2名
④医薬品部長・部員	1名～2名
⑤研究開発部長・部員	1名～2名
⑥知的財産部長・部員	1名～2名

- (7) 参加者が前項のいずれの職務を担当するかについては、11月14日までに所定の書式により登録しなくてはならない。参加者名の左側欄に役職を追加したうえで、添付ファイルとして運営委員会に送信すること。各役職を担当する者は、自己の役職に必要な観点を意識して交渉に臨むものとする。各役職が具体的にどのような役割を持つかについては各大学の裁量に委ねられるが、審査員により説明を求められることがある。
- (8) コンペティションは以下の2つのラウンドから構成される。
- ① ラウンドA
 ～UNCITRAL仲裁規則に準拠した仲裁を行う。
 ～準拠法はUNIDROIT国際商事契約原則とする。
 ～各チームは11月25日午前9時までに各々の主張と理由付けを述べたメモ(A4。MSワード使用が望ましい。日本語の場合には40字×40字の設定で2頁から3頁程度、英語の場合には1500ワードから2000ワード程度とする)を運営委員会に電子メールの添付ファイルで提出する。
- ② ラウンドB
 ～相対の交渉を行う。
 ～各チームは11月28日午前9時までに、交渉の合意内容として達成したいこと(交渉の目的)とそのような目的を設定した理由を述べたメモ(A4ワープロ。MSワード使用が望ましい。日本語の場合には1000字程度、英語の場合には400ワード程度とする)を運営委員会に電子メールの添付ファイルで提出する。
 ～交渉終了後、各大学は審査員の前で自己評価する。
- (9) ラウンドA、ラウンドBのいずれにおいても、指定された言語以外は使用してはならない(審査員からの指示、審査員との会話、チーム内の会話を含む)。但し、対戦室以外でのチーム内での会話及び運営委員会との会話、休憩時間中の会話についてはその限りではない。

7. ラウンドA

- (1) ラウンドAは仲裁で行われる(調停等との違いに留意すること)。仲裁廷は2名または3名の仲裁人(審査員)で構成される。このうち1名を主仲裁人とする。仲裁廷の判断は多数決によるものとし(但し、審査は各仲裁人が独立で行う)、多数が得られない場合には主仲裁人の判断が仲裁廷の判断として扱われる。
- (2) 仲裁は問題、ラウンドAにおける当事者の主張、ラウンドAにおいて本規則に従い当事者が提出した資料に基づき行われる。

- (3) 仲裁における争点は問題に明示されたものに限られる（当事者は当該争点の解決を仲裁に付託したものとする）。
- (4) 仲裁人は仲裁判断を作成せず、ラウンドA終了時に口頭による講評のみを行う。
- (5) 仲裁の準拠実体規範はUNIDROIT国際商事契約原則とする。
- (6) 仲裁手続はUNCITRAL仲裁規則によることとなっているが、本コンペティションでは、特に、15条1項、15条3項、20条、24条、30条のみを適用する（他の条文は適用しない）。但し、本規則に別の定めがあるときは本規則が優先する。本コンペティションに適用されるUNCITRAL仲裁規則の条項及び本規則のいずれにも規定のない事項については仲裁廷が決定する。
- (7) 各チームは、ラウンドAの冒頭に10分間以内の、最後に5分以内の、自己の主張を陳述する時間を与えられる。その後の反論や陳述の機会、順番などの仲裁手続の進行の一切は仲裁廷が決定する。
- (8) 一般論として、ある主張を行う当事者の側にその主張を裏付ける事実、論理等を問題文、資料等により証明する等して、各仲裁人を納得させる義務があることに注意すること。
- (9) 各チームは1時間あたり5分の中断時間を請求することができる。但し、仲裁人は手続の進行上、直ちに中断時間をとることが適当でないと考えたときは、20分以内で中断時間を遅らせることができる。

8. ラウンドB

- (1) 全ての参加者がチーム全体がうまく機能するように役割を分担し、かつ、その役割を実践すること（実質的に参加していないと思われる者がいる場合には相当の減点の対象となるほか、運営委員会による警告の対象となる場合がある）。
- (2) 各チームのどのメンバーが交渉に参加するか、どのような手順で交渉を行うかも二大学間の交渉による。但し、以下の条件を満たさねばならない。
 - ・ お互いの社長同士の相対交渉の時間を10分以上設けること
 - ・ お互いの医薬品部長同士の相対交渉の時間を10分以上設けること
 - ・ お互いの弁護士または法務部員同士の相対交渉の時間を10分以上設けること

なお、各相対交渉で交渉すべき内容、タイミングは各チームの任意である。

- (3) 前項の交渉の手順について合意が整った場合には、審査員に報告せねばならず、了承を得ねばならない。審査員は、審査に障害がある場合、本会の適切な運営の妨げとなる場合を除き、了承するものとする。
- (4) 交渉終了時点までに合意に至っている事項については合意書を作成し、審査員に提出する。合意書には社長が署名することを要する。
- (5) 交渉終了後、15分間の自己評価の準備のための時間が与えられる。
- (6) その後、じゃんけんで勝ったチームから先に、各15分、審査員の面前で自己評価を行う。自己評価においては、
 - ① 事前方針メモに照らし、実際に行った交渉をどのように評価するか。
 - ② もし、明日同じ状況で交渉を行ったとしたら、どの部分を同じように行い、ど

の部分を変えるように行うか

③ 交渉の結果は望ましいものであったか

について、各々理由を付して説明を行った後、審査員からの質疑に答える。

自己評価には相手方チームは同席しない。

9. 資料の提出

- (1) 各大学は、自己の主張を裏付けるために資料を用いて主張することができる。資料は紙に限られず、プロジェクター等を使用してもよいが、予め運営委員会に連絡したうえで、機材は自分で準備すること。
- (2) 各参加者が自分自身のみで使用するためのノート、メモ、コピー等はこれに含まれない。
- (3) 資料は、交渉に臨んでいる相手方の全ての参加者及び審査員に対して完全なコピーが手交された場合のみ使用できる（相手方の人数、審査員用として15部を用意しておくこと。資料はラウンドの途中で相手方及び審査員・仲裁人に手交すればよく、事前に手渡しておく必要はない。但し、相手方は資料を読むのに必要な時間を要求することができる。
- (4) 審査員・仲裁人はその裁量により資料の使用を許可しないことができる。
- (5) 手交されたが実際に使用されなかった資料は審査の対象とならない。
- (6) 日本語の部、英語の部とも、指定言語以外の言語の資料を用いる場合には、訳文を付す必要がある（資料のうち一部分のみを利用する場合の利用しない部分についてはその限りではない）。訳文の誤りは各ラウンドの得点から減点されることがある。

10. 審査

- (1) ラウンドAは各対戦について2名または3名の審査員により審査される。このうち2名は仲裁人を担当する。ラウンドAは別添2の審査基準により審査される。
- (2) ラウンドBは各対戦について2名または3名の審査員により審査される。ラウンドBは別添3の審査基準により審査される。
- (3) 審査は絶対評価で行う。
- (4) ラウンドAとラウンドBは異なる審査員が審査することを原則とする。同じ審査員が審査する場合、審査員は合意書に記載された事実、その他、ラウンドBで当事者により陳述された事項を除き、ラウンドAの内容をラウンドBにおける審査の対象としてはならない。
- (5) 審査員は運営委員会が決定する。
- (6) ラウンドA、ラウンドBを通じ、審査員・仲裁人はいつでも参加者に対し審査に必要と考える質問をすることができる。
- (7) ラウンドA、ラウンドBのいずれについても一部の審査員から講評を行う予定であるが、各審査員が行った個々の審査結果は公表しない。
- (8) 各大学のチーム数が複数の場合には、チームが獲得した得点の平均点をもって

各大学の得点とする。

- (9) 本コンペティションのために各大学の指導を行った者は自身が指導した大学の対戦を審査することができない（本コンペティションのための指導に携わっていない教員は、自身の所属大学の審査を担当して差し支えない）。
- (10) 審査員は記録をとって差し支えない。
- (11) 審査員は各ラウンド終了後30分以内に採点表を運営委員会に提出する。
- (12) 各審査員は独立して審査し、ラウンドA、ラウンドBとも各審査員の合計得点が各大学の得点となる。但し、各審査員が審査に際して意見を交換することを妨げるものではない。
- (13) 運営委員会は審査員と事前の打合せを行い、審査基準が平準化するように努力する。

1.1. 教員等の援助

- (1) 各大学の指導教員による事前の指導は勸奨されている。
- (2) 各大学の指導教員は、ラウンド中には指示、アドバイス、質問への回答を行うことはできない。

1.2. 服装

ラウンド中はビジネス交渉に相応しい服装を着用せねばならない。

1.3. 表彰

- (1) ラウンドA、ラウンドBの合計得点で第一位の大学を最優秀として表彰し、以下上位の大学を適宜表彰する。
- (2) 得点と同じ場合には、満点をとった項目の数により、それも同じ場合には代表者によるじゃんけんによる。

1.4. 禁止事項

以下の事項は禁止する。

- ① 本コンペティションに関する事前の他大学との通信、交渉（面談、電話、メールその他の手段を問わない）
- ② 本規則に禁止すること
- ③ 運営委員会の指示に従わないこと
- ④ 審査員の指示に従わないこと
- ⑤ 著作権の侵害等法令に反すること

1.5. ルール違反

運営委員会が本規則に違反したと認めた大学（警告の対象となった大学を含む）については表彰を行わない。

1.6. 不服申立

- (1) 他大学がルールに従っていないことについての不服申立は、各ラウンドの終了後5分以内に各大学の代表者が運営委員会に対して行わなくてはならない。運営委員会は不服があったと主張されている大学の代表者の主張を聞いたうえで、判断を下す。
- (2) 前項にかかわらず、緊急に対応する必要があると考える場合には、各大学の代表者はラウンドの途中であっても、審査員に対してルールの確認と他大学の行為の是正を求めることができる。この要求に理由があると審査員が認める場合には、審査員は自己の判断で必要な指示を行い、あるいは、運営委員会と協議して対応を決定することができる。
- (3) 1項の運営委員会の判断、2項の審査員の判断は最終的なものであり、異議を申し立てることはできない。

17. ビデオ撮影

- (1) 参加者は、本コンペティションはビデオに撮影され、今後の教育・広報に使用されることがあることを了承するものとする。
- (2) 各チーム毎の対戦状況を個別にビデオ撮影したい場合には、各チームでビデオ機材・テープ等を手配すること。また、その場合には運営委員会にその旨を連絡すること。運営委員会でテープ交換補助者を用意することがある。

18. 費用

- (1) 本コンペティションへの参加のために要する費用は参加者個人が負担することを原則とする。
- (2) 本コンペティションについては、住友グループ広報委員会の後援を得ている。住友グループ広報委員会からの後援金の使途は運営委員会に一任されるものとする。

別紙1 タイム・テーブル

大会一日目：11月29日（土）

- 11時 役員・審査員集合
- 11時～12時 審査員打合せ
- 12時～13時 開会式
- 13時～17時 ラウンドA（仲裁）
参加者はラウンドA終了後、適宜宿舎へ移動
- 17時～19時 審査
- 19時30分 夕食・懇親会（於：上海楼）

大会二日目：11月30日（日）

- 8時30分 参加者集合
- 9時～13時 ラウンドB（交渉）
 - 9時～12時半 対戦
 - 12時半～ 自己評価
- 13時～14時 昼食
- 14時～15時 ゲスト・スピーチ
(13時～15時 審査・順位決定)
- 15時～16時 閉会式

別紙2 ラウンドA 評価基準（合計50点）

1. 説得力（20点満点）

- ・ 説得力のある法論理を展開していたか。（主張法理とそれを裏付ける要件事実が明確に主張されていたか。もれていた請求原因はなかったか）
- ・ 問題文の事実、資料等の内容を理解し、うまく利用していたか
- ・ UNIDOROIT 商事契約原則及び UNCITRAL 規則契約原則を十分に理解していたか
- ・ 相手の主張に対して説得力ある反論をしたか、あるいはこの反論に対して説得力のある再反論をしたか。（説得力＝論理性、明晰性）

2. 態度・チームワーク（10点満点）

- ・ 態度、話し方、姿勢、振る舞い、（意図せず感情に走ることはなかったか、個人攻撃はなかったか、発言は明瞭であったか、仲裁亭の秩序を乱すことはなかったか）
- ・ チームワーク（チーム全員がうまく役割を分担し、機能していたか）

3. 主張の強弱の総合判断（20点満点）

- ・ 仲裁人として仲裁判断を下すと仮定した場合の判断内容その他全ての事情を考慮して、各大学のパフォーマンスを評価する。

別紙3 ラウンドB 評価基準（合計50点）

1. 論理性・柔軟性（10点満点）

- ・ 主張は論理的であったか
- ・ 相手方の主張、交渉状況の変化に応じて柔軟に対応していたか
- ・ 意図せずに感情に走ることはなかったか
- ・ 問題の事実、資料等の内容をうまく利用していたか

2. 相手方との意思疎通（10点満点）

- ・ 相手方の主張、事情を正確に聞いて理解したか
- ・ 自分たちが伝えるべきであると考えたことが正確に相手に伝えられていたか
- ・ 効果的な問いかけができていたか
- ・ 円滑な意思疎通のための工夫を行っていたか

3. 個別セッション（5点満点）

- ・ セッションのテーマを明確にして交渉が行われていたか
- ・ 自己の役割を認識した交渉が行われていたか
- ・ セッション交渉の結果は望ましいものであったか

4. チームワーク・態度（5点満点）

- ・ チーム全員がうまく役割を分担し、機能していたか
- ・ 交渉の進行状況等についての意思疎通はうまく行われていたか
- ・ 言語明瞭性、姿勢、目線、態度

5. 準備（5点満点）

- ・ 問題文の事実、資料等の内容を理解していたか
- ・ よく準備していたか

6. 結果（10点満点）

- ・ 自社として満足の行く交渉結果だったか
- ・ お互いにより高い満足を得られたか
- ・ 安易な妥協は行っていなかったか
- ・ 合意書が作成された場合、合意書の内容はよく整理されているか
 - 交渉が合意に至らず決裂した場合には、5段階評価の3として評価する。
 - 交渉に要した時間自体は評価の対象とはしない（早くまとまったから良いという考え方は取らない）。

7. 自己評価（5点満点）

- ・ 自己の交渉を客観的に分析できているか
- ・ 交渉の進め方、結果の当否について、合理的な理由に基づく説明が行われたか